

○4 番（小川務君）

それでは、私の方から 6 月定例会の一般質問を 1 点させていただきます。

本日は、火葬後に残る残骨灰に含まれる有価金属、金・銀・パラジウム等の取扱いについて、町の現段階での認識や、今後の可能性についてお伺いしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

残骨灰とは、ご遺体などを火葬した後に、火葬炉内に残る灰や、破片のことです。火葬が終わった後、ご遺族の方たちが収骨、つまりは、お骨を拾いますが、その際に拾いきれなかった骨の欠片や細かい灰などが相当いたします。

この残骨灰の中には、人工関節、治療をした歯、ペースメーカーなどに使われた金・銀・パラジウムなどの貴金属が含まれていることがあります。近年、これらの有用な金属を有効活用する自治体が増えています。

日本経済新聞の今年の記事に、全国の政令市や県庁所在地などに対して、残骨灰の活用について、調査したとの記事がありました。それによると、調査対象の 88 都市のうち 48%にあたる 42 都市が残骨灰を売却して収入を得たと回答したとのことでした。具体的な活用手段として、専門業者に残骨灰の処理や分別を委託し、取り出された有価金属を自治体が競売などで換金した上で、雑収入に繰り入れる方法や、有価金属の抽出を前提として、残骨灰そのものを売り払うという方法があります。こうした取り組みは、自治体の財政に貢献するだけでなく、貴重な金属資源のリサイクルにもつながり環境保全の観点からも意義があります。

ただし、ご遺族の感情や宗教的な配慮が求められることは言うまでもありません。町民の皆さんにご理解をいただき、慎重な運用が必要であります。

そこで 1 つ目の質問に入らせていただきます。

残骨灰の活用方法につきましては、令和 4 年 10 月の決算特別委員会の中でも、町の活用にはできないかという声が上がりました。このときは、遺骨の所有権の問題もあり、今後検討させていただくとの回答がありました。

あれから 2 年半以上経過しておりますが、ほかの自治体の事例につきまして、調査研究は進んでおりますでしょうか。調査の進捗状況等について、ご答弁いただき、本町において参考になる事例がございましたらご紹介ください。

○議長（濱野良一君）

住民環境課長 島原正喜君。

○住民環境課長（島原正喜君）

小川議員のご質問にお答えいたします。

令和 5 年度に県内の市町の状況を確認しましたところ、残骨灰に含まれる有価物を売却している事例はありませんでした。また聞き取りを行う中で、元々故人に属する物であること、遺族の方の感情への配慮等の理由もあり、有価物を自

主財源にすることは行っていないとの意見が大勢であったことから、それ以上の調査は行っておりません。

残骨灰の所有権につきましては、墓地埋葬法には残骨灰の取り扱いに関する規定がありませんが、遺族の収骨後の所有権については、自治体に渡ることが通例とされております。以上です。

○議長（濱野良一君）

小川務君。

○4 番（小川務君）

はい、ありがとうございます。

香川県内では導入自治体はないということで、はい。わかりました。

四国 4 県では、愛媛県今治市、新居浜市、徳島県の徳島市、高知県高知市などで実施済みであります。

実際に取り組んでいる自治体の中でも、京都市では、神社仏閣が多いという地域事情を反映しておりまして、ホームページにおいて活用の背景や目的、年間の売却実績について、詳しく報告されております。それによりますと、宗教的感情と、亡くなった方への尊厳の対象として、丁寧に取り組むため、残骨灰は斎場敷地内の専用施設に収蔵していますが、その施設の受け入れがいっぱいになりつつあるということで、長寿命化のために、残骨灰を減らす取り組みを 2021 年度から行っており、その一環で有価金属の利用に取り組まれているとのこと。2023 年 10 月から翌年 9 月の 1 年間では、金はおよそ 9600 g 売却して、1 億 5 千万円超の収益を上げたほか、銀・パラジウム・プラチナなども売却し、年間の総売却額は約 2 億円にも上ったこと（程）です。

売却益は、斎場の利用環境の向上や施設機械の修繕改修の財源に充てているとのこと、これまでに駐車場のトイレ増築工事に活用されたそうです。

また、同じ京都府の福知山市では、3100 kg の残骨灰から金 100 g、銀 278 g、パラジウム 95 g、プラチナ 3 g が獲られ 173 万円の売却益を獲たとのこと。

ただ、本町は大都市とは人口規模が全く異なりますし、さらには離島という隔絶された地理条件などの固有の事情に留意しながら検討する必要があると考えております。

それでは次の質問で、火葬に関する現状について質問をさせていただきます。見目にあります、土庄町斎場の築年数と維持費、年間どれくらいの量の残骨灰が発生しておりますでしょうか。

また、収骨には頭蓋骨や喉仏など、主要な骨のみを拾い上げる部分収骨と、すべての骨を骨つぼに収める全収骨とがありますが、本町においてはどちらが多いでしょうか。

また、仮に全収骨を希望した場合は、対応していただけますでしょうか。お答

えください。

○議長（濱野良一君）

島原課長。

○住民環境課長（島原正喜君）

お答えします。

現土庄町斎場は、昭和 59 年の竣工で、現在 41 年が経過しております。

斎場運営に係る経費は、運営委託料、燃料費、消耗品費、設備補修等で、令和 4 年度実績で約 1530 万円、令和 5 年度実績で約 1320 万円、令和 6 年度実績で約 1230 万円でございます。

また、過去 3 年間の残骨灰の量につきましては、令和 4 年度が 930 kg、5 年度 1,092 kg、6 年度 1412 kg ございました。

次に、収骨方法につきましては、土庄町では部分収骨が殆どであります、年に数回、全収骨を依頼される事例もあります。火葬方法等に変更はありませんので、全収骨への対応も可能ですが、全収骨になりますとお骨の大きさが全然違いますので、そういったものを用意していただく必要はあります。以上です。

○議長（濱野良一君）

小川務君。

○4 番（小川務君）

昭和 59 年建築なんで新耐震の基準で満たしているってことで、築年数 41 年経過ということになると思います。

利用者数、運営費ですね、令和 4 年が 1530 万、令和 5 年が 1320、令和 6 年が 1230、件数は、金額的には下がっているんですけども、何か違いはなぜ出てくるのか、そこをちょっと 1 点、教えていただけますか。

○議長（濱野良一君）

島原課長。

○住民環境課長（島原正喜君）

令和 4 年度、5 年度、6 年度の運営費用につきましては、その中に炉の改修工事とかも入ってるので、この何ていうんですかね、残骨灰の量とは多少比例しないところはございます。

○議長（濱野良一君）

小川務君。

○4 番（小川務君）

わかりました。費用がね、下がっているのに量は、残骨灰の量は増えているということで、建物ないし炉の方の負担はかかっているのかなとは思います。

それで、火葬炉の建て替えなんですけども、改修工事って国の対象外と認識し

てるんですけども、この町の自主財源で対応しなければならないと思うんですけども、そこはいかがでしょうか。

○議長（濱野良一君）

島原課長。

○住民環境課長（島原正喜君）

再質問にお答えします。

小川議員がおっしゃる通りで、斎場の建設、建て替えに関しての国庫補助等はありません。以上です。

○議長（濱野良一君）

小川務君。

○4 番（小川務君）

では次の質問で、残骨灰なんですけども現在どのような処理をしておりますでしょうか。自前で埋葬しているのか、業者に処理を委託しているのか、また売り払っているのか。教えてください。

○議長（濱野良一君）

島原課長。

○住民環境課長（島原正喜君）

お答えします。

残骨灰につきましては、年に1回、委託業者によって引き取られ、お寺、供養施設等で供養後、再度の焼却をもって最終処分としております。以上です。

○議長（濱野良一君）

小川務君。

○4 番（小川務君）

専門業者で、適切に委託してるということなんで問題はないと思うんですけども、六価クロムとかダイオキシン等とか有害物質も含まれるので、今後も適正な処理を継続していただければと思います。

それでは、次の質問に当たりますが、導入に際しなんですけども、他の市町の事例で有価物を売却して、自主財源にしているところもあると聞きます。

私個人の考えであります。やはり京都市のように、斎場の整備や改修の財源にするのは適切ではないかと思えます。もし収益が発生した場合、どのような使い道が想定されておりますでしょうか。お答えください。

○議長（濱野良一君）

島原課長。

○住民環境課長（島原正喜君）

お答えします。

まだ、町として十分に検討しておりませんので、お答えしかねますが、全国の

例を見ますと、斎場の運営に充てている事例がございます。

○議長（濱野良一君）

小川務君。

○4 番（小川務君）

ありがとうございます。先日、斎場を見に行ったときにも、廊下の壁のクロスが剥がれていたり、41 年経過していることで、今後も爆裂等なってくるのかなと思いますので、私もそういったものに使われるのが適切ではないかなと思います。

また斎場は、大切なご家族とお別れする最後の時間を過ごす場所ですので、清潔感のある綺麗な施設がやっぱり大切なんではないかなと思います。

それでは最後の質問になります。

令和 4 年の 10 月の決算特別委員会のときは、遺骨の所有権の問題がある旨、町側より回答があったと記憶しております。ちなみに残骨灰の所有権については、火葬場管理の所有とする判例が 1910 年と 1939 年に、現在の最高裁判所に相当する大審院から出されております。

土庄町斎場の設置及び管理に関する条例におきましても、指定時刻までに遺骨の収骨をしないときは、町長がこれを処理することができる。この場合において、使用者または遺族は異議を申し立てることができないとあります。これを考えると、法的問題はクリアしているのではないのかと考えます。

その上で伺います。導入にあたり、現状考えられる技術的、法的問題はありますでしょうか。

○議長（濱野良一君）

島原課長。

○住民環境課長（島原正喜君）

お答えします。

残骨灰に含まれる有価物の売却におきましては、残骨灰の保管方法、有価物の取り出し方法、有価物の選別とその売却方法などについて、土庄町の事情に沿いながら研究していく必要があるとともに、法解釈上の再確認及び整理のほか、遺族の方々の同意や感情への配慮など、さまざまな観点から、慎重に検討していく必要があると考えております。以上です。

○議長（濱野良一君）

小川務君。

○4 番（小川務君）

ありがとうございます。技術的、法的問題がなければ大丈夫とは考えておりません。

これまでいろいろと質問させていただきましたが、忘れてはならないのは、亡

くなられた方々への尊厳や遺族感情に十分配慮する必要があることは言うまでもありません。

多くの自治体は、売却についての周知は十分行われていないのが現状です。読売新聞オンラインの記事によりますと、厚生労働省が 2023 年に全国の火葬場を対象に調査を行ったものでは、残骨灰の処理方法を住民に説明をしていないと答えた施設が 82%に上ったそうです。ある自治体の調査では、9 割の住民が取り組みについて知らないと答えたそうです。産経新聞の別の記事でも、浄土真宗の関係者のコメントとして、遺骨という大切なものであるからこそ、宗教界や専門的知見を持つ人が入って、議論をすべきではないかという指摘が掲載されておりました。

そこで最後になります。本町での同様の取り組みをした場合、どの程度の収益が見込まれますでしょうか。また、費用対効果の観点から導入する価値はあるとお考えでありますでしょうか。お答えください。

○議長（濱野良一君）

島原課長。

○住民環境課長（島原正喜君）

お答えします。

本町で実施した場合に見込まれる収益につきましては、有価物の種類や量についてのデータを持ち合わせておらず、算定は今のところは出来かねます。

導入につきましては、先ほど申し上げましたように、慎重に検討していく必要があると考えておりますが、まずは、導入している先行自治体の事例調査等から行ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（濱野良一君）

小川務君。

○4 番（小川務君）

ありがとうございます。我が国では、団塊世代が後期高齢者となっております。2040 年頃には、年間死亡者数が 170 万人を超えると予想されております。死亡者数が急増する多死社会がすぐそこまで迫る中、残骨灰に含まれる有価金属を活用することは、ごく自然な時代の流れだと言えます。

また、近い将来の発生が現実視されている南海トラフ地震等の大規模災害に向けて、施設の修繕、改修は必須の事案であります。

とはいえ、何分デリケートな問題です。死者の尊厳を守り、町民に寄り添って議論を進めた上で、透明性を高めて活用策を検討することをお願いいたします。

事業の実施にあたっては、事前にホームページ、広報とんしょう等で周知を行う、あるいは、斎場の施設内の周知文書の掲示板を通じて、町民の方々に、この取り組みについてご説明をした上で実施をしていただきたいと考えております。

以上で私からの質問を終わらせていただきます。